

平成15年2月14日

各 位

会社名 株式会社 千趣会
代表者名 代表取締役社長 行待 裕弘
(コード番号 8165 東証・大証第一部)
問合せ先 常務取締役 朝日 朗殖
(TEL 06 - 6881 - 3120)

ストックオプション(新株予約権)及び 自社株連動型報酬(ファントムストック)導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社及び当社子会社の常勤取締役、常勤監査役、執行役員及び正社員全員(新入社員を含む)に対し、ストックオプションを目的として新株予約権(単元株)を発行することの承認を求め、議案を平成15年3月28日開催予定の当社第58期定時株主総会に提案すること、又、単元未満株部分については自社株連動型報酬(ファントムストック)の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. スtockオプション(新株予約権)

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を喚起することを目的として、当社及び当社子会社の常勤取締役、常勤監査役、執行役員及び正社員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当ての対象者

当社の常勤取締役、常勤監査役、執行役員及び正社員並びに当社子会社の常勤取締役及び執行役員(子会社には常勤監査役は不在)

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式700,000株を総株数の上限とする。

尚、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端株は切

り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

又、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が吸収分割若しくは新設分割を行う場合には、当社は必要と認める目的たる株式の数の調整を行うことができる。

(3) 発行する新株予約権の総数

700個を上限とする。

(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株とする。但し、株式分割又は株式併合を行う場合は、上記(2)と同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権の目的たる株式1株当たりの払込金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、その金額が新株予約権発行の日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

尚、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

又、時価を下回る価額で新株式の発行(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

又、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が吸収分割若しくは新設分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができる。

(6)新株予約権の権利行使期間

平成17年4月1日(金)から平成19年3月30日(金)まで

(7)新株予約権の行使条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社及び当社子会社の常勤取締役、常勤監査役、執行役員又は正社員たる地位を失った後も、権利を行使することができる。但し、懲戒解雇に該当する事由が発覚した場合は、権利を喪失する。

新株予約権者が死亡した場合の相続は認めない。

新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。

(8)新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の決議並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が、権利行使をする前に上記(7) 但し書き又は に定める規定により新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(9)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。但し、当社と新株予約権者との間で締結する契約において、新株予約権を譲渡してはならないことを定めることができる。

上記の内容につきましては、平成15年3月28日開催予定の当社第58期定時株主総会において承認可決されることを条件とし、同株主総会後の取締役会決議をもって決定いたします。

・自社株連動型報酬(ファントムストック)

1. 導入理由

当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を喚起することを目的として、当社及び当社子会社の正社員に対し、導入するものであります。

2. ファントムストックの要領

(1)権利付与対象者

当社及び当社子会社の正社員。

(2)権利付与内容

上記(1)の対象者に対して、単元未滿株数を付与し、下記(3)の算式に基づき、株価の上昇に応じた金額を特別賞与として支給する。

尚、当社が株式分割又は株式併合を行う場合の株式の調整は、ストックオプション(新株予約権)の2(2)の尚書きと同一とする。

(3) 支給額の算式

付与株数×株価上昇分(権利行使価額と行使日の前日の当社終値との差額)で算出される金額を支給する。但し、株価上昇分は権利行使価額を上限とする。

(4) 権利行使価額

.ストックオプション(新株予約権)(5)「新株予約権行使時に払込みをすべき金額」と同一とする。

(5) 権利行使期間

平成17年4月1日(金)から平成19年3月30日(金)まで

(6) 権利行使条件

.ストックオプション(新株予約権)(7)「新株予約権の行使条件」と同一とする。

(7) 権利の消却事由及び条件

.ストックオプション(新株予約権)(8)「新株予約権の消却事由及び条件」と同一とする。

(8) 譲渡制限

.ストックオプション(新株予約権)(9)「新株予約権の譲渡制限」と同一とする。

上記の内容につきましては、平成15年3月28日開催予定の当社第58期定時株主総会後の取締役会決議をもって決定いたします。

以 上